

国土開発幹線自動車道建設会議（国幹会議）について

1．会議の設置（国土開発幹線自動車道建設法第11条）

法律により下記に定められた審議事項を処理するため、国土交通省に設置。

2．国幹会議の審議事項

基本計画に関する審議（国土開発幹線自動車道建設法第5条）

整備計画に関する審議（高速自動車国道法第5条）

〔基本計画及び整備計画は、国幹会議の議を経て、国土交通大臣が決定する〕

当面の国幹会議で変更する主な事項

- ・基本計画及び整備計画の建設主体（新直轄で整備される区間）
- ・整備計画での工事に要する費用の概算額（コスト縮減が図られる区間）
- ・基本計画及び整備計画のICの追加（ICが追加される区間）

基本計画で定める事項（ルートの詳細等は未決定）

- ・建設する区間及び主たる経過市町村
- ・標準車線数及び設計速度
- ・インターチェンジ（IC）を設置する概ねの市町村名
- ・建設主体

整備計画で定める事項

（ルート決定、環境アセスメント、都市計画決定の後に策定）

- ・経過する全市町村名
- ・区間毎の車線数及び設計速度
- ・ICの連結位置及び接続する道路名
- ・工事に要する費用の概算額
- ・その他必要な事項（建設主体等）

3．会議の組織

会議は委員20人以内をもって組織する

- ・衆議院議員 6名（衆議院が指名）
- ・参議院議員 4名（参議院が指名）
- ・学識経験者 10名以内（国土交通大臣が任命）

会議の会長は、委員の互選により選任

学識経験者委員の任期は3年（ただし再任は可能）